

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則及び香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第18号

香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則及び香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則（昭和47年香川県規則第29号）
- (2) 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則（平成14年香川県規則第73号）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

2 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例（平成22年香川県条例第14号）附則第3項の規定により、同条例による廃止前の香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和47年香川県条例第21号）の規定が効力を有する限りにおいて、この規則による廃止前の香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

（香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則の廃止に伴う経過措置）

3 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例附則第2項の規定により、同条例による廃止前の香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例（昭和38年香川県条例第5号）の規定が効力を有する限りにおいて、この規則による廃止前の香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。